

県内市町村の一般職の職員の給与に関する平成21年人事院勧告への給与条例改正の対応について

団体名	期末・勤勉手当			月例給の引下げ (給料表の改定)	自宅に係る住居手当 上段：取得後5年以下 (国は2,500円を廃止) 下段：取得後5年超 (国は支給なし) ( ) 内：改定額 (円)	備考
	年間 支給月数	年間 改定月数	今年度分 改定状況 ◎：国と同じ ○：6月期分を併せて 12月期で減額 △：12月期分のみ減額			
国	4.15月	▲0.35月	6月期・12月期分 各々を減額	人事院勧告 どおり引下げ (平均改定率△0.2%)	廃止	
奈良県	4.15月	▲0.35月	◎	◎	3,500円 (▲800) 3,500円 (▲800)	
奈良市	4.15月	▲0.35月	◎	◎	5,800円 (±0) 4,300円 (±0)	
大和高田市	4.15月	▲0.35月	◎	◎	3,000円 (▲500) 3,000円 (▲500)	
大和郡山市	4.15月	▲0.35月	◎	◎	5,000円 (±0) 3,500円 (±0)	
天理市	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
橿原市	4.15月	▲0.35月	◎	◎	3,000円 (±0) 3,000円 (±0)	
桜井市	4.15月	▲0.35月	◎	◎	2,500円 (±0) なし	
五條市	4.15月	▲0.35月	◎	◎	2,500円 (±0) 1,000円 (±0)	
御所市	3.83月	改定なし	—	◎	2,000円 (▲500) ※1 廃止 (▲1,000)	※1 平成22年4月～ 1,000円 平成23年4月～ 廃止 に改定済
生駒市	4.15月	▲0.35月	◎	◎	3,000円 (±0) 3,000円 (±0)	
香芝市	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
葛城市	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
宇陀市	4.15月	▲0.35月	◎	◎ ※2	2,500円 (±0) 1,000円 (±0)	※2 平成22年1月1日施行 (予定)
山添村	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
平群町	4.15月	▲0.35月	◎	◎	2,500円 (±0) 2,500円 (±0)	
三郷町	4.15月	▲0.35月	◎	◎	2,500円 (±0) 1,000円 (±0)	
斑鳩町	4.15月	▲0.35月	◎	◎	2,500円 (±0) 1,000円 (±0)	
安堵町	4.15月	▲0.35月	◎	◎	2,500円 (±0) 1,000円 (±0)	
川西町	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
三宅町	4.15月	▲0.35月	◎	◎	2,500円 (±0) なし	
田原本町	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
曾爾村	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
御杖村	4.15月	▲0.35月	◎	◎	1,000円 (▲1,500) ※3 1,000円 (±0)	※3 平成22年4月1日施行
高取町	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
明日香村	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
上牧町	4.35月 (4.15月) ※4	▲0.15月 (▲0.35月) ※4	△	◎	廃止	※4 平成22年度以降については 国と同じ支給月数に改定済。
王寺町	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
広陵町	4.35月 (4.15月) ※4	▲0.15月 (▲0.35月) ※4	△	◎	廃止	※4 平成22年度以降については 国と同じ支給月数に改定済。
河合町	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
吉野町	4.15月	▲0.35月	○	◎	廃止	
大淀町	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
下市町	4.15月	▲0.35月	○	◎	廃止	
黒滝村	4.15月	▲0.35月	○	◎	廃止	
天川村	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
野迫川村	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
十津川村	4.15月	▲0.30月	◎	◎	廃止	
下北山村	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
上北山村	4.15月	▲0.25月	◎	◎	廃止	
川上村	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	
東吉野村	4.15月	▲0.35月	◎	◎	廃止	